福祉部

平成28年度 重点目標

- 1 地域包括ケアシステム構築に向けた取組
- 2 住民の参加と協働による地域福祉の推進
- 3 生活困窮者の自立支援強化
- 4 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実
- 5 医療費適正化の推進と国保財政の健全な運営

市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点

2025年を見すえた第6期高齢者福祉総合計画に沿い、高齢者が住み慣れた地域(上田市)で元気に生きがいを持って暮らし続けられる事業実現に向け、市民参加型の事業展開を進めていけるよう、一つひとつ着実に各事業を進めていきます。

重点目	<mark>標</mark> 地域包括ケアシステ <i>L</i>	ℷ構築に向けた耶	双組			部局名		福祉部	優先順位	1位
総合計画 第三次上田 ムにおける	第2章 **ひと**と**ひ 位置付け 第2節 高齢者が充実 日市行財政改革大綱・アクションプログラ	と " が支え合う社会をつ した生活を送れる仕組み		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系			2014市長マニフェスト における位置付け	- 2 -	
現況・ 課題	上田市は、高齢者数、高齢化率ともに伸び 介護保険事業では、団塊の世代(昭和22~ した。その中で、医療・介護・介護予防・住 あります。	24年に生まれた世代)が	75歳以上となる2	025年に向け、中長期的なサービス	・給付・保険料の水準も推計し、施策	の展開を図れ	るように第	6期高齢者福祉総合計画(計画期	間:平成27~29年	度)策定しま ∵いく必要か
目的・ 対果 高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らし続けられるように、また支援が必要な高齢者を、できる限り住み慣れた地域で支えられる社会づくりを目指します。具体的には、 多様な生活支援の充実 介護予防の推進 医療・介護 連携の推進 認知症施策の充実 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり 新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備、を基本的な視点として地域包括ケアシステム構築に向けた新たな事業展開を図ってまいります。 これにより、具体的に地域包括ケアシステム構築が実現していくことになり、平成29年度から介護保険法で実施が義務付けられている新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、準備を進めることで活力ある新たな高齢化社会の実施を図ることが可能となります。										
取約	祖項目及び方法・手段(何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数值	5目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗	歩状況・進捗度)	期末報告(目標に対す	る達成状況・達成度	E)
けたモ (1)新規 (2)地域 専門	い介護予防・日常生活支援総合事業実施に向デル事業の取り組み 見通所型サービスAモデル事業の実施 成リハビリテーション事業の実施 職(理学療法士、健康運動指導士等)派遣	(1)年度内実施 (2)年度内実施 (3)年度内実施	(1)5か所を目標(2)50か所を目材(3)10か所を目材	票に実施	(1)新しい介護予防・日常生活支援総 スAとして、今後新規募集予定 (2)実施地域が72か所(9月末)で目標 (H27年度末22か所) (3)助成6か所交付決定済。4か所申請	達成	型サービ	(1)通所サービスA事業について (2)地域リハビリテーション86が (3)地域サロン16か所に対してB	N所で実施	
在宅(1)医療た資源	域サロン設置の推進 医療・介護連携事業の推進 原介護関係者間において、情報共有を目的とし 把握のための検討会の開催 原介護関係者向けの研修会の開催	(1)年度内 (2)年度内	(1)検討会3回開 (2)研修会1回開)性	(1)在宅医療・介護連携推進事業市町 (5月、8月) 在宅医療・介護連携推進事業研究会 (2)今後実施予定・・・内容は(1)の担	⊱1回実施(6月) 討	(1)在宅医療・介護連携推進事業 (上小管内市町村担当者会 在宅医療・介護連携推進事業 (上小管内市町村、保健福 機関、地域包括支援セン で構成し、上小地域「入 7/12、10/6、12/8、1/27 (2)医療・介護関係者の研修会を 演題:在宅での緩和ケア。そ 講師:新生病院緩和ケア認定	議5/27、8/27、1/12 養研究会4回実施 祉事務所、三師会、 ター、居宅介護支技 退院調整ルール」を) E3月17日実施 の人らしく生きるま	2) 医療 援事業者 5作成
(1)認知	症施策の実施 ロ症初期集中支援チームの設置検討 ロ症カフェ設置の推進 ロ症高齢者等支援ネットワーク協議会開催	(2)年度内	認知症初期 設置検討会	受置に向けた準備 集中支援チーム 3回開催 集中支援チーム 修2名参加 に実施	(1) 認知症初期集中支援チーム設置核 (4月、8月)・・・(3)の協議会! 認知症初期集中支援チームメンバ(2)2か所設置 (3)認知症高齢者等支援ネットワーク協認知症高齢者等支援ネットワーク協(4月)	こ兼ねて設置 (一研修2名参加 協議会1回開催	開催加(7月)加(7月)	(1) 認知症初期集中支援チーム (認知症高齢者等支援ネッ が兼務8/1、2/1に開催) 認知症初期集中支援チーム (保健師2名 7/9.10) (2)2か所助成 (3)認知症高齢者等支援ネットワ (8/1、2/1) 認知症高齢者等支援ネットワ (4/21)	トワーク協議会委員 メンバー研修2名参 フーク協議会2回開催	加

取組による効果・残された課題

身近な地域での住民参加による介護予防を推進するため、地域リハビリテーション事業の普及を図ることができた。また、平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行、認知症初期集中支援チームの設置を実現することができた。今後は、市民参加型の取組の推進のため関係者で構成する協議体を設置し検討していきます。また、在宅医療・介護連携事業の一層の推進を図ります。

重点目標	佳	E民の参加と協働によ	部局名	福祉部	3	優先順位	2 位			
総合計画におり位置	ける 置付け	単り首 もえ切け合う地域社会をつくる		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		2014市長マ にお	'ニフェスト ける位置付け	- 2 -	
第三次上田市行ムにおける位置		革大綱・アクションプログラ								

現況・ 課題

・少子高齢化、核家族化の進展等による地域の相互扶助機能の弱体化、高齢者や障害者等要援護者の増加、自殺・ホームレス・虐待・いじめ等地域の福祉課題の複雑多様化、高齢者等の孤立化・孤立死、大規模災害への対応等新たな問題も発生し ている。これらに対応した地域ぐるみの取組が必要である。 ・長引く景気の低迷、雇用情勢の改善の遅れなどから生活困窮者の増大が続いており、生活保護率の高止まりが続いている。

目的・

・住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指す第二次地域福祉計画(計画期間:H25~29)の3年目であり、自助・共助・公助、地域におけるふれあい・支え合い・助け合いを相互扶助や 住民活動の概念として、地域ぐるみで福祉を推進する地域社会の基礎を構築する。 ・稼動能力がありながら働く場が得られない被保護者の就労支援を重点的に行い、自立助長に向けて取り組む。

		期間・期限			N-14-0		
	取組項目及び方法・手段(何をどのように)	(いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告(目標に対する達成状況・達成度)		
	第二次地域福祉計画に基づく地域福祉の推進 (1)住民支え合いマップの更なる有効活用と定着 ・マップの適切な維持管理と有効活用 (2)地域福祉推進のための啓発活動 ・地域福祉推進リーダー養成講座の開催	1)住民支え合いマップの更なる有効活用と定着 ・マップの適切な維持管理と有効活用 2)地域福祉推進のための啓発活動 (2)2月~3月		(1)マップ活用のための自治会説明会を実施し、新たに1自治会で取り組み中。更新時期や方法、説明会については社協と協議中。紙ベースであった登録者の情報を電子データ化(2)3月の開催に向けて準備中	(1)マップ活用のための自治会説明会を実施し、新たに1自治会で取り組み中。更新時期や方法、説明会については社協と協議し、データーベース化や今後の方針について検討を実施。 (2)3月17日にリーダー養成講座を開催し、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進委員の皆さんの地域ににおける「連携・協働」をテーマに活動事例を交えて実施。(参集:民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進委員、自治会長約800名)		
	民生委員・児童委員の一斉改選	自治会長 民生委員・児童委員の一斉改選 6月~1月 委嘱書伝 事務引継 新任委員		推薦依頼を5月末で依頼し、推薦会を8月に実施。推薦状況は、334名のうち293名(87%)。10月上旬に2回目の推薦会、12月に委嘱状伝達・感謝状贈呈式を予定	自治会長へ推進依頼を5月末に依頼し、推薦会を8月25日、10 月7日に開催。委嘱伝達式を12月8日、感謝状贈呈式を12月21 日(退任委員191名)に開催。12月の委嘱式時点では。330名 の委嘱となっていたが、3月末で定数334名のうち333名の委 嘱。 11月に引継ぎを行い、12月26日に新任委員研修を実施。		
特				取組による効果・残された課題			
記事項	住民支え合いマップをいざというときに使える体制を 要援護者の情報が確実に更新されるよう自治会、社協		うため、説明会を実施し啓発に努めるとともに、	- 住民支え合いマップの更なる推進と更新作業の定着化を推進する必要がある。			

重点目標	生活困窮者の自立支援強化			部局名	福祉部	優先順位	3位
総合計画における 位置付け	第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		2014市長マニフェスト における位置付け	- 2 -	
66 - 14 1 1 1 1							<u> </u>

第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け

課題

・少子高齢化、核家族化の進展等による地域の相互扶助機能の弱体化、高齢者や障害者等要援護者の増加、自殺・ホームレス・虐待・いじめ等地域の福祉課題の複雑多様化、高齢者等の孤立化・孤立死、大規模災害への対応等新たな問題も発生し ている。これらに対応した地域ぐるみの取組が必要である。 ・長引く景気の低迷、雇用情勢の改善の遅れなどから生活困窮者の増大が続いており、生活保護率の高止まりが続いている。

目的・

日的・ 効果 ・住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指す第二次地域福祉計画(計画期間:H25~29)の3年目であり、自助・共助・公助、地域におけるふれあい・支え合い・助け合いを相互扶助や 住民活動の概念として、地域ぐるみで福祉を推進する地域社会の基礎を構築する。 ・稼動能力がありながら働く場が得られない被保護者の就労支援を重点的に行い、自立助長に向けて取り組む。

	13/2/18/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/05/	・ 物動能力がのりなから働く物が行うれない放体設督の机力又接を皇宗的に行い、日立助技に同じて取り記む。									
	取組項目及び方法・手段(何をどのように) 期間・期限 数値目標(どの水準まで)		中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告(目標に対する達成状況・達成度)							
	週切に行つ。 (4) 計労進失主要事業の実施	(1)6月~3月 (2)4月~3月 (3)5月~2月	(1)就労未経験者等の就労に向けた支援事業で職場体験や求職活動のノウハウなどの習得を支援。委託事業者を6月までに決定し実施する。(2)社協のまいさぼ上田に職員を配置し家計管理面からの支援を実施。(3)生活保護受給世帯の中学生の高校進学に向けた学習支援の実施。	(1) 8月に支援委託事業者として「まるこ福祉会」を選定し、 生活保護受給者を含め10名を目標に支援を実施 (2) 4月から職員を配置し、9月末において10名に対して家計 管理や債務整理等の支援を実施。(3) 8月からシルバー人材セ ンターに委託し、生活保護受給世帯の中学生3名に対し実施	(1) 「まるこ福祉会」が委託業者となり、生活困窮者7名、生活保護受給者3名に対して日常生活面の自立を中心に支援を実施した。 (2) 「まいさぽ上田」に職員を配置し、家計管理や債務整理等の支援が必要とされた21名に対して、家計に関する支援を実施した。 (3) 生活保護受給世帯の中学生3名に対し、シルパー人材センターに登録した教員0Bが自宅訪問により実施し、内2名が高等学校に合格した。						
	適切な生活保護の実施と制度の運用 (1)就労自立給付金等の活用による就労自立 (2)看護師同行訪問等により特定検診受診を高める (3)後発医薬品の利用促進	通年	(1)5世帯以上の自立 (2)40人以上の受診 (3)使用割合75%以上	(1) 5世帯に就労自立給付金を活用した支援を行い、3世帯が 就労を開始し、うち1世帯が自立となった。 (2)看護師との同行訪問等(110件:月平均18件)により、7人が 特定健診受診 (3)後発医薬品利用を促し、7月末現在で使用割合は77.0%	(1) 9世帯に対して「就労自立給付金」を活用した支援を行い、7世帯が就労を開始し内1世帯が「就労自立給付金」の活用により生活保護から脱却した。 (2) 看護師との同行訪問や窓口での健康指導等を2月末現在で延べ201件(月平均18件)実施した。これにより、生活保護受給者のうち42人が特定健診を受診した。 (3) 1月診療分のレセプトにおける後発医薬品の使用割合は83.3%であった。						
	社会就労センターの廃止及び移譲に向けた事務を 適切に行う。 (1)利用者の意向に配慮した対応。 (2)上田事業所は廃止、武石事業所は事業者選定に向 けた取組みを行う。	(1)通年 (2)4月~12月	(1)民間の就労支援施設への紹介等適切な対応 (2)武石事業所は不動産鑑定の結果により、移譲 方法等を再検討し事業者選定を実施する。	(1)利用者全員とケースワーカーと共に懇談を実施し民間施設への紹介や生活保護受給者への説明、高齢者への助言などを実施 (2)武石事業所の不動産鑑定は終了し、この結果を基に民間への移譲に向けた方法や条件等について、10月開催の市政経営会議等において協議するため、資料等を作成中	(1)上田事業所について、希望する利用者は他施設に移り、高齢等の利用者は引退となり、3月末に廃止した。 (2)武石事業所は、市政経営会議で移譲の方向性が確認され、 来年度業者選定を行う。						
	低所得高齢者向け給付金、障害・遺族年金受給者 向け給付金、平成28年度版臨時福祉給付金の適切な 支給	通年	申請分を年度内に完全給付	低所得の高齢者向け給付金については、予定どおりの受付を終了し、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金と平成28年臨時福祉給付金についても、9月から受付を開始し、年度内の支給を予定	低所得の高齢者向け給付金、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金と平成28年臨時福祉給付金については、予定どおりの受付を終了し、平成28年臨時福祉給付金(経済対策分)についても3月から受付を開始した。						
特	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮	憲した点		取組による効果・残された課題							
記事項	就労の準備支援事業、就労自立給付金、家計相談事業 め、特定健診の受診率を高める取組みの継続的な実施										

重点目標	共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実			部局名	福祉部	優先順位	4 位
総合計画における	■ 単ノ官 立て切け合う切取付会をつくる コードー	まち・ひと・しごと創生総合戦略にお	戦略	-	2014市長マニフェスト	- 2 -	
位置付	サ 第 1 節 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実	ける位置付け	施策体系		における位置付け	-	

第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラ ムにおける位置付け

現況・
課題

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障壁となるような施設や制度、慣習、文化などを除去し、障がいに対して個人や社会が一層の理解を深めていかなければならない。 ・急激な高齢化の進展は、障がいのある人とその介助者にとって重要な課題となっており、親亡き後の生活の安定と医療的ケアの必要な障がいのある人への支援の充実が必要となっている。 ・障がいのある人が地域における自立と社会参加を更に推進するためには、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるようにするための支援が求められている。

면 생물을 수 있는데 모르는 그 사람들이 생물을 내려가 되었다.

	が果 ・ 障がいの有無に関わらず、全ての市民が住 効果	Eみ慣れた地域で、相互に	人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の	D実現につながる。	
	取組項目及び方法・手段 (何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標 (どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告(目標に対する達成状況・達成度)
	障がいへの理解と啓発 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、 (1)障がいを理由とした差別に対応した相談体制の確立 ・窓口における相談マニュアルの検討 ・圏域の実務者会議、代表者会議の開催 (2)職員の障がいへの理解の向上 ・窓口における適切な対応をするための障がいの理解 (3)市民等への普及・啓発 ・住民ニーズに応じた制度説明や意見交換	(1)4月~ (2)4月·10月 (3)通年	た場合の対応マニュアルを検討し、事案によって は、圏域内で実務者会議・代表者会議による情報 の共有を図ります。 (2)障がいのある方への職員対応要領【窓口対	(2)障がいのある方への職員対応要領【窓口対応マニュアル】の冊子を、9月に全職員に配付しました。4月に新任職員及び管理職員を対象とした研修を実施するとともに、10月の一般職員研修に向けた準備を行いました。 (3)出前講座を1回実施するとともに、障がい者団体等の	(1)障がいを理由とした差別事案(6件)について、関係機関への助言を行うとともに、圏域の権利擁護委員会(実務者会議)において情報共有を行いました。 (2)障がいのある方への職員対応要領【窓口対応マニュアル】の冊子を、9月に全職員に配付しました。4月に新任職員(63人)及び管理職員(18部113課)を対象とした研修を実施するとともに、10月には一般職員(195人)を対象に研修を実施しました。 (3)出前講座4回実施するとともに、障がい者団体等の総会などで障害者差別解消法について周知を図りました。圏域で作成したリーフレットを6月に全戸及び関係機関等に配付するとともに、広報うえだ12月号と2月号で障がいについての啓発を行いました。
	障がい特性に応じた支援体制の充実 (1)地域生活支援拠点等の検討 ・緊急時の受入体制の整備 ・医療的ケアが必要な障がい児者への支援体制 の構築 ・一般相談支援事業所の指定を推進 (2)障がい者の権利擁護の推進 ・障がい者虐待の防止と適切な虐待対応	(1)通年 (2)通年	構築を図ります。 ・医療的ケアが必要な障がい児・者の入院中の見守り支援と移動支援の体制整備を進めます。 ・24時間の相談体制の充実に向けては、関係事業所への協力を依頼するとともに、障がいのある方が地域で暮らしていけるよう、地域定着支援台帳の整備を図ります。	法人との調整会議やプロジェクト委員会で検討を進めました。 ・緊急時の受け入れ体制の方向性を見出すことができました。 ・医療的ケアの必要な障がい児・者の支援については、ワーキングチームでの検討を進めています。 ・地域定着支援台帳の必要な方のリストアップを行い、台帳整備を進めています。 (2)虐待相談・通報(5件)に対して、迅速に対応をするとともに、関係機関と連携し、適切な支援を行いました。また、施設従事者へ虐	た。 ・地域定着支援台帳の整備を進め、68人の台帳の整備ができ、緊急時 の対応に活用します。
	障がいのある方の経済的な自立を支援 (1)平成28年度優先調達推進方針の策定 ・平成27年度実績の把握と検証 (2)平成28年度調達方針に基づき調達の推進 ・庁内への協力依頼 ・事業所への説明会を開催し協力依頼 ・補助金等交付団体への協力依頼	(1)4月(2)5月~	(1)(2)平成28年度当初に方針を策定し、障害者就労施設からの物品等の受発注の機会の増加を図ることで、障がいのある方の経済的な自立を支援します。 (平成28年度目標額:4,000千円)		(1)(2)平成28年度の調達方針に基づき、障害者就労施設からの物品等の受発注の機会の増加を図るため、関係課への協力や補助金等の交付団体への協力依頼も行いました。
	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮	重した点	l .	取組による効果・残された課題	
寺己事頁	・平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたこと ・地域生活支援拠点の整備に当たっては、関係機関等 ・障がい者の経済的な自立を支援するために、市の補 の協力を求めます。	いと連携を図り進めます。 じんしゅんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし		です。 ・平成29年4月1日から地域生活支援拠点等の運用が始まること	

重点目標		ニ国保財政の健全	≧な運営		部局名	福祉部	優先順位	5 位	
	の		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		2014市長マニフェスト における位置付け	1 - 2 - - 1 -		
ムにおける位 現況・ 課題 ((に で () () () () () () () () () () () () ()	7置付け 1) 平成27年5月に成立した「持続可能な医療納付金の算定方式や標準的な税率を示すこと(2) 国保運営が県単位化となっても、適用、則(3) 国保レセプト情報、特定健診データ、介ことが必要とされています。また、40歳にな4) 特定健診実施率は、少しずつ向上しては(1) 国保都道府県化にあたっては、県が市町村(2) 国保都道府県化に際しては、収納率の向、、国保の財政基盤の強化が図られます。	となっており、今後の動 試課、徴収、給付(受付) ・護データを合わせた K D にって初めての特定健診受 はいるものの、依然として 対ごとの医療費水準、所得 上、医療費の適正化の取り	の国民健康保険法等の一部改正」により、平成30年 向に十分注意しながら対応する必要があります。 、保健事業は市町村に残ることとなっています。 Bシステムを活用するデータヘルス計画では、上日診で有所見者が多い傾向があり、40歳未満に対する 県内平均には及ばず、実施率向上が課題となってい 引水準を考慮して納付金を決定することから、県内 の組みを進めることで、国保被保険者の負担を軽減 を見・予防、また糖尿病等の重症化防止に努めるこ	独自事業の財政的な裏付けがないため 田市国保被保険者の健康課題として、要 3健診実施による早期発見、予防が求め います。 市町村の保険料(税)の平準化が図ら することが可能となるよう市町村にイ	上田市独自給付制度の見受介護の最大原因疾患と りられています。 れ、市町村が担う事務の ンセンティブを与える。	見直しの検討が必要です。 なっている脳血管疾患と糖尿病の の効率化、標準化、広域化が推進さ こと(保険者努力支援制度)により	重症化予防を優先し されます。 り、保険者機能の役割	って取り組む 割が発揮さ	
取組耳	頁目及び方法・手段 (何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進	歩状況・進捗度)	期末報告(目標に対す	する達成状況・達成度	£)	
(1)特情 生増(2)30歳 (3)早け療 (3)早け療 (3) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	適正化への取り組み 経健診・特定保健指導実施率の向上を図り、 病の早期発見・予防により被保険者の健康 連医療費の節減を図ります。 後~39歳までの若年健診を実施し、生活習慣 発見・予防、重症化防止と健診受診への意 行います。 養費等における取組みの強化 養費や柔道整復療養費の調査に加え、第 賞請求や保険者間調整など適正化に向 り組みを進めます。 医薬品利用促進 薬品利用差額通知の対象を差額200円以上)の円)に拡大して該当者に送付し、一層の利 図ります。	(2)6月~1月 (3)通年、9月~11月 (4)9月、2月に差額通知	 (1)特定健診実施率 40% (2)若年健診実施率 10% (380人) (3)適正受診の周知を図り、国の指導に基づいた審査の実施 (4)後発医薬品利用率 67% 	(1)5月に該当者全員に受診券等を送診者に受診勧奨兼休日集団健診申込み等を実施した(約23,500通)。また、間(5会場)で休日集団健診を実施する。(2)9月に健診未受診者全員に対し受込み通知を送付し受診勧奨等を実施し健診申込者は約200人。 (4)8月に広報うえだで利用促進を勧ともに、9月に差額200円以上となる記を送付し、利用促進を図った。(7月	・通知を送付し受診勧奨 11月~12月の日曜日4日 るよう準備を進めてい 診勧奨兼休日集団健診局 した(約2,700通)。集長 奨する記事を掲載すると 数当者1,260人に差額通知	象に電話での受診勧奨を行った 2月末暫定受診率:35.0% (2)9月に申込者のうち未受診 集団健診申込通知を送付し(約2 た。更に1月にも個別・集団申 受診勧受診を送付した。(若年健診受診者:288人(個) 診:162人) (3)柔道整復療養費調査94件を 答を得て適正な給付を確認した。	集団健診申込通別のでは40~55歳のの受診しのの受診しが、40~55歳のの受診しが、55歳のののでは40~55歳のののでは40~55歳のののでは40~55歳のののでは40~55歳ののでは40~55歳ののでは40~55歳ののでは40~55歳のでは40~55	をごい 刀手 いいきょう 日 7 に 戦を送休 記齢 奨をに 集 %保よ し2回付年 をを 休っし 健 の者精 発送(団 掲対 日 て 回間算 を付約 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
(1) 収納 もに、滞締 証の窓口3 (2)適切	納業務における収納推進課との連携の推進 的管理課と連携し、口座振替の推進するとと 納者へ折衝機会を確保するために被保険者 交付を実施します。 Dな賦課を行うため、国民年金喪失者リスト た資格の確認及び脱退届出の勧奨を推進し		(1) 口座振替勧奨文の送付及び短期被保険者を対象にした窓口交付 (2) 脱退届出勧奨通知の送付	(1)7月当初納税通知書発送時に口座振するとともに、窓口での国保加入手約替による納付の勧奨を行った。また、9月末に、保険証の窓口交付を窓口時間を延長した。対象世帯は859(2)国民年金喪失者リストを活用し、た。また、勧奨通知に応じない者には行った。	売する方に対し、口座振 実施。呼び出し期間中に 世帯 脱退勧奨通知を送付し	・9月末に引き続き3月末に保険 ・9月末に引き続き3月末に保険 し期間中は窓口時間の延長、休 は465世帯	外の者に対し、口座を行った。 を行った。 証の窓口交付を実施 日窓口を設定した。 用し、脱退勧奨通知	を振替申込 他。呼び出 対象世帯 を送付し	
(1) 平成 や業務体 (2) 県で 付金の試験	県単位化に向けた準備及び国保税率の検討 は30年度の制度改正に向けた、システム改修制見直し等の準備を進めます。 は、都道府県単位化に向けて、現状での納 算数値を示すため、それを参考にして、平 、30年度の税率の検討を行います。		(1)納付金を算定するデータを県へ提出するためのリームスシステム改修及び制度改正後に使用するシステムの選定。(国で配布されるパッケージかリームス改修かを検討) (2)30年度を見据え、29年度税率改定の必要性を判断	施した。また、9月のシステム導入移た。 (2)県へ支払う納付金の算定に必要な	Dシステムの修改正を実 行調査でその旨回答し データを10月に提出予 呼成29年度分の納付金が	定し、納付金算定データ作成の施した。また、9月のシステムをた。 (2)平成29年度の国保税率につい 年度については、第2回目の試	ためのシステムの修 算入移行調査でその ハては据え置きを決 算結果により、平成 算結果は、平成29年	多改正を実 旨回答し 定。平成30 29年度中に 乗8月ごろの	
年金事績 民が利便が 田市に年ま 機構で設	の年金相談所」の設置要望の取組 務所から離れた地域においては、多くの住 性を損なうことになります。このため、上 金関係の行政機関がないことから日本年金 置を進めている「常設の年金相談所」の設 要望活動を行います。		(1) 日本年金機構への要望活動の実施(要望書の提出等)	(1)要望書を年内に提出する予定で、 を進めている。	小諸年金事務所と協議	(1) 平成28年12月1日に日本年金相談室」に替え、常設型の年示された。その後、管理課等関を進め、駅前ビルパレオ6階に(オフィス)」が平成29年4月2なった。	金相談所を開設した 係課所、日本年金機 「街角の年金相談セ	こい意向が 機構と調整 ンター上田	
特	加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮			取組による効果・残された課題					
・30~39点診受診の・後発医	習慣化や健康づくりの支援を行うことができ	きます。	り早期からの生活習慣病の発見・予防を図り、健 用促進の周知を行うことができ、被保険者の医療	健・特定健診については様々な取組みを行ったが、受診率は伸びておらず、診療情報や職場での健康診断データの確保等一層の 取組強化が必要となっている。また、後発医薬品利用促進では、差額通知対象者拡大の効果もあり利用率は伸びており、今後					